

**大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議**  
(第30回委員会年次会合(2023年10月12日)において改正)

みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)は、

違法、無規制、無報告(IUU)漁業活動が、CCSBTによって採択された保存管理措置の有効性を阻害することから、その根絶の**必要性**を考慮し、

組織的なまぐろロングダーリング活動が行われ、IUU漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されてきたことに、**重大な関心**を表し、

それゆえに、大型漁船の水揚物の管理を含め、転載行為の監視を確実にするという**必要性**を意図し、

CCSBT漁獲証明制度(CDS)の完全性を維持する必要性に考慮し、転載が遵守上のリスクを増している分野の一つであることを認識し、

みなみまぐろ(SBT)資源の科学的評価及び漁獲証明制度と合わせたSBT製品の追跡の改善のため、かかる大型まぐろ漁船からSBTの漁獲データを収集することの必要性を考慮し、

CCSBT条約第8条パラグラフ3(b)に従い、次のとおり合意した。

## セクション1. 総則

### 用語

1. この決議の適用上、

- (a) 「LSTLV」は、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船をいう。
- (b) 「運搬船」は、LSTLVから転載されるSBTを受ける全ての船舶をいう。
- (c) 「冷凍能力」：摂氏-30度以下で500キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。
- (d) 「みなみまぐろ」又は「SBT」とは、みなみまぐろ又はみなみまぐろに由来する魚の製品をいう。

2. 「LSTLVs」に関する洋上転載を監視するための計画下にある場合を除き、全ての LSTLV による SBT の転載活動は、港<sup>1</sup>内で行われなければならない。メンバー又は CNM が、自国 LSTLV による洋上転載を認める場合には、かかる転載は本決議のセクション 2、3 及び 5、及び付属書 I 及び II に定義された手続きに従い実施されなければならない。

3. メンバー及び協力的非加盟国 (CNMs) は、港内において SBT が転載される際、当該国の旗を掲げる LSTLVs が、本決議のセクション 2、4 及び 5 及び付属書 I に定められた義務を遵守するよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。

## セクション 2. SBT の転載を受けることを認められた運搬船の記録

4. 事務局長は、LSTLVs から洋上又は港内において SBT を受けとることを認められた運搬船について、CCSBT 記録を創設し、これを維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、転載活動における LSTLVs からの SBT の受けとりを認められていないものとみなされる。

メンバー及び CNM は、以下を確保しなければならない。

- a) 他の RFMO により許可されなかった運搬船に許可を与えないこと
- b) 他の RFMO の IUU 船舶リストに掲載されている運搬船に許可を与えないこと

5. メンバー及び CNM は、CCSBT 事務局長に対し、可能であれば電子媒体にて、LSTLVs から転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを遅滞なく提出しなければならない。各メンバーは、運搬船のリストへのあらゆる追加、削除及び/又はあらゆる改変といった変更が生じた時点で、事務局長に対し、速やかにこれを通知しなければならない。当該リストは以下の情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 CCSBT 記録番号 (該当する場合)
- 3 IMO ナンバー
- 4 船名、船舶登録番号
- 5 過去の船名 (該当する場合)
- 6 過去の船籍 (該当する場合)
- 7 他の登録からの削除の詳細 (該当する場合)
- 8 国際信号符字
- 9 船舶の種類、長さ、総トン数 (GT) 及び積載能力
- 10 船主及びオペレーターの氏名及び住所
- 11 転載を許可された期間

---

<sup>1</sup> 港には、(FAO 寄港国措置協定の定義のとおり) 水揚げ、転載、梱包、加工、給油又は補給のための海上ターミナル及びその他の施設を含む。

6. 事務局長は、CCSBT 運搬船記録を維持し、メンバー及び CNM の船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBT ウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、当該記録の周知を行うための措置を講じなければならない。
7. メンバー及び CNM により洋上及び港内転載を認められた運搬船は、CCSBT 漁船監視システムに関する決議（2017 年）を含む全ての適用される CCSBT の決議及び決定、全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って運用されている漁船監視システム（VMS）を稼働状態で搭載していることが要求されなければならない。
8. 洋上及び港内転載を行う LSTLVs は、CCSBT の漁船監視システムに関する決議（2017 年）、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMS の搭載と稼働が要求されなければならない。

### 港内検査

9. 港内検査の最低基準を定めた CCSBT 措置に関する決議に基づき、寄港国であるメンバー及び CNM は、(a) 疑わしい状況下において説明なしに AIS/VMS 信号が消失している及び／又は不審な挙動を示している運搬船、並びに (b) CCSBT 許可船舶ではなく SBT が船上に保持されていることを検証することができない運搬船に対する港内検査を優先するべきである。港内での転載活動の検査には、転載の全過程の監視、転載された SBT の数量と漁船のログブックにおいて報告された数量との突合、及び漁船の旗国であるメンバー／CNM により発行された港内転載を実施するための事前許可のレビューを含むべきである。

### 積載物の分離

10. SBT の転載物を受けとる許可運搬船は、転載される SBT を漁船別に分離して積載し、また船倉内における船舶別の SBT の数量と位置を示す積載計画を策定することが義務付けられるものとする。検査官から要求された場合、運搬船の船長は、検査官に対して当該積載計画を提出するものとする。

### セクション 3. SBT の洋上における転載監視計画

11. 委員会は、LSTLVs 及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船にのみ適用される SBT の洋上転載監視のための計画を策定する。
12. メンバー及び CNM は、自国 LSTLVs の洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。
13. SBT が付属書 IV に掲げるインドネシア船籍木造運搬船に洋上で転載される場合、インドネシアは、同メンバーの国内オブザーバーを利用してパラグラフ 26 の要件を履行することができる。

14. インドネシアは、CCSBT 及び IOTC の両事務局に対し、CCSBT 及び IOTC の各転載決議により求められる全てのデータ及び文書の写しを定められた期限内に直接提供するものとする。提供される情報には、転載オブザーバーに関する情報、通知及び報告書

(報告書には、その基準及び内容について、IOTC の独立 ROP 請負業者により現在作成及び提供されているものと同等の報告を含むべきである) を含むものとする。

15. パラグラフ 13 の規定は二年間のトライアルと見なされ、2023 年 11 月 1 日に開始され 2025 年 10 月 31 日に終了する。2024 年に当該トライアルのパフォーマンスにかかる独立的なレビューを提供することを目的とする品質保証レビュー (QAR) を実施し、その結果は CC 20 に対して提示される。当該 QAR は CCSBT の資金により実施される。CC 20 は、当該 QAR に加え、IOTC からの助言、並びに CCSBT における既存の転載に関する義務の履行状況についても検討するものとする。

16. 付属書 IV に掲げる木造運搬船のいずれかが交替する場合、代替する船舶の材質が木造であって、かつ積載量又は魚倉の容積が代替される船舶を超えない場合に限り、交替が許可される。この場合、代替される木造船舶に対する許可は直ちに取り消される。

17. メンバー及び CNM の主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならぬ。

18. メンバー及び CNM は、自国に置籍する LSTLVs がパラグラフ 19 及び 27 の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

#### **船籍が置かれる国又は漁業主体の許可**

19. LSTLVs は、船籍が置かれる国/漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められないものとする。事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならぬ。

#### **通知義務**

##### **漁船：**

20. パラグラフ 19 の事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも 24 時間前に以下の情報を通知しなければならぬ。

- a) LSTLV の船名、CCSBT 許可船舶リストにおける番号及び IMO ナンバー
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けることを認められた運搬船の CCSBT 記録における番号及び IMO ナンバー

- c) 転載されるトン数及び製品のタイプ<sup>2</sup> (既知の場合は種別)
- d) 転載の日時及び位置
- e) SBT 漁獲の地理的位置

21. 当該 LSTLV の船長及び／又は船主は、旗国である国又は漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後 5 営業日以内に、付属書 I に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。

**運搬船：**

22. 運搬船の船長は、転載開始前に、当該 LSTLV が CCSBT の海上転載監視計画（付属書 II パラグラフ 14 の費用の支払いを含む）に参加しており、パラグラフ 19 の旗国である国又は漁業主体による事前許可を得ていることを確認しなければならない。運搬船の船長は、このような確認なしにいかなる転載も開始してはならない。

23. 運搬船の船長は、CCSBT 事務局及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、転載終了後 24 時間以内に、洋上において転載物を受けとることが認められている運搬船にかかる CCSBT 記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。事務局は、受領した全ての転載申告書を LSTLVs の旗国又は CNM に対して四半期毎に送付するとともに、旗国又は CNM は、受領済みの転載申告書に照らしてこれらを照合するものとする。

24. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管当局に対し、水揚げ開始の 48 時間前までに、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。

25. CCSBT は、2022 年以降に ICCAT において導入されている補給申告書<sup>3</sup>の有効性を考慮した上で、2025 年の CCSBT 32 会合において、下記 a) 及び b) に記載した補給申告書の導入を検討するものとする。

- a) CCSBT の運搬船記録に掲載されている運搬船が SBT を船上に保持している他の船舶に対して洋上で補給サービスを提供する際、運搬船の船長は、毎回、付属書 III に定められた様式に従って補給申告書を作成し、当該活動の 24 時間前までに、旗国及び CCSBT 事務局に対し、電子的手段を通じてこれを送付しなければならない。
- b) 補給活動が地域転載オブザーバーにより監視されている転載と合わせて実施される場合は、補給申告書を別途作成する必要はない。

---

<sup>2</sup> 製品タイプは加工の状態のことをいう。例えば、付属書 I の CCSBT 転載申告書に列記された製品のタイプを参照。

<sup>3</sup> 21-15 転載に関する ICCAT 勧告 21-15 のパラグラフ 23 を参照。

## **地域オブザーバー計画**

26. メンバー及び CNM は、付属書 II の CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBT オブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載された SBT の数量と CCSBT 転載申告書に報告された漁獲量が合理的な範囲で一致すること、及び可能であれば漁船のログブックにおける記録及び CDS 文書のとおりであることを観察しなければならない。

27. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーを伴わない洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない<sup>4</sup>。

## **セクション 4. SBT の LSTLV 港内転載監視計画**

28. 効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなみまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要となる関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。

29. 港内転載は、以下のパラグラフ 30 から 36 に定める手続きに従う場合のみ実施されるものとする。

### **通知義務**

#### **漁船 :**

30. 転載に先立ち、LSTLV の船長は、転載開始の少なくとも 48 時間前までに、又はメンバー／CNM が指定した期限までに、又は港までの時間が 48 時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。

- a) LSTLV の船名、IMO ナンバー及び CCSBT 許可船記録における番号
- b) 運搬船の船名、IMO ナンバー及び洋上において転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- c) 転載されるトン数及び製品のタイプ<sup>2</sup> (既知の場合は種別)
- d) 転載の日時及び位置
- e) SBT 漁獲の地理的位置

31. LSTLV の船長及び／又は船主は、転載時、その旗国又は漁業主体に対して以下を情報提供しなければならない。

- a) 製品タイプ及び数量
- b) 転載の日時及び場所

---

<sup>4</sup> この要件は、CPG 5 (遵守政策ガイドライン 5 - 極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドライン) による通知を利用して履行することができる。

- c) 受けとる運搬船の船名、登録番号、IMO ナンバー及び船籍、及び洋上で SBT の転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- d) SBT 漁獲の地理的位置

32. 当該 LSTLV の船長及び／又は船主は、旗国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、CCSBT 許可船舶リストにおける番号とともに、**付属書 I** に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない<sup>5</sup>。

#### 受けとる運搬船：

33. 運搬船の船長は、寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定の SBT の数量について、転載開始の 24 時間前より以前に情報提供しなければならない。

34. 運搬船の船長は、転載終了から 24 時間以内に CCSBT 転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLV の旗国であるメンバー/CNM、及び CCSBT 事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。

35. 運搬船の船長は、SBT を含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載された SBT の陸揚げの少なくとも 48 時間前までに、パラグラフ 34 にいう CCSBT 転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。

#### 寄港国及び陸揚げ国の協力

36. 上述のパラグラフにいう寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM の作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない。

---

<sup>5</sup> SBT が運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLV は、SBT が固定冷凍施設に移送された日から 15 日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

## セクション 5.一般条項（全ての転載）

37. 漁獲証明制度 (CDS) に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。

a) CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。

b) LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。

c) メンバー及び CNM は、LSTLVs の漁獲した SBT がメンバー又は CNM の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

38. メンバー及び CNM は、年次会合の 4 週間前に、各々の年次報告に以下を含めなければならない。

a) 前漁期の SBT の洋上及び港内における転載数量及び割合

b) 前漁期に洋上及び港内転載を行った CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLVs のリスト

c) 前漁期にメンバー又は CNM の旗を掲げる LSTLVs から洋上転載物を受けとった運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

これらの報告書は、拡大委員会及び関連補助機関のレビュー及び検討のために利用可能でなければならない。

39. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、水揚げ又は輸入されるすべての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。

40. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする遵守委員会会合に対し、本決議の実施に関する報告書を提出しなければならない。

41. この決議は、メンバー及び CNM が、各々の国内法及び国際法に従い、その主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではない。
42. これらの条項は、2024 年 4 月 1 日から効力を有しなければならない。
43. 委員会は、2025 年までに本決議をレビューし、必要に応じて委員会が採択した又は採択する可能性がある関連する規範、仕様及び要件を踏まえた改善を検討するものとする。
44. 過去に採択された全ての「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」は、本決議によって破棄される。
45. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT 運搬船記録にある船に乗船している ICCAT、IOTC 又は WCPFC のオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及び CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT 事務局は、ICCAT、IOTC 及び WCPFC に提出された SBT の情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT 事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならぬ。

## 付属書 I – CCSBT 転載申告書

運搬船	漁船
船名及びコールサイン :	船名及びコールサイン :
国籍:	国籍:
IMO ナンバー :	IMO ナンバー :
船籍が置かれる国／漁業主体許可番号 :	船籍が置かれる国／漁業主体許可番号 :
登録番号（該当する場合） :	登録番号（該当する場合） :
CCSBT 登録番号（該当する場合） :	CCSBT 登録番号（該当する場合） :

出港	日 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	代理店名 :	LSTLV 船長の氏名 :	運搬船船長の氏名 :
帰港	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	自 (港名):	<hr/>	<hr/>
転載	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	至 (港名):	署名 :	署名 :

重量はキログラム又は単位(例 箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する。 | キログラム

## 転載場所

転載が洋上でなされた場合、CCSBT オブザーバーの指名及び署名：

<sup>1</sup> 製品タイプは、丸（RD）、えらはら抜き一尾付き（GGO）、えらはら抜き（尾なし（GGT）、ドレス一尾付き（DRO）、ドレス一尾なし（DRT）、フィレ（FL）、又はその他（OT）として記載されなければならない。ICCAT、IOTC 又は WCPFC 転載申告書（TD）を記入する場合は、CCSBT における上記の SBT 製品タイプに最も近い適切な製品タイプにより SBT 重量（Kg）を記録する。

## 付属書 II—CCSBT 地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及び CNM は、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBT オブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 運搬船が SBT の転載を行う予定の航海に出航する概ね 15 日から 2 ヶ月前までの間に、旗国又は漁業主体は、CCSBT 事務局に対し、CCSBT オブザーバー配乗要請を作成し、送付しなければならない。
3. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT 地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍する LSTLVs から洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

### オブザーバーの指名

4. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。
  - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
  - b) CCSBT 保存管理措置に関する十分な知識
  - c) 正確に情報を観察及び記録する能力
  - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

### オブザーバーの義務

5. オブザーバーは、次を満たさなければならない。
  - a) CCSBT が定めるガイドライン又はパラグラフ 4 (a) から (c) について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC 又は ICCAT の設定したガイドラインが求める技術訓練を修了すること
  - b) 可能であれば、運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の国民でないこと
  - c) 下記のパラグラフ 6 に定められた業務を実行する能力があること
  - d) 委員会事務局が維持するオブザーバリストに含まれること
  - e) LSTLV の乗組員ではない又は LSTLV 会社の雇用者ではないこと

6. オブザーバーは、次の任務を行わなければならない。

- a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
  - i) SBT を漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
  - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
  - iii) VMS の動作の確認及び航海日誌の検査
  - iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
  - v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
  - vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する
- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視するとともに、オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
  - i. 行われる転載活動についての記録と報告
  - ii. 転載に従事した時の船舶の位置の確認
  - iii. 転載された製品の観察及び推定
  - iv. 関係 LSTLV の船名及びその CCSBT 許可船舶リスト番号の確認及び記録
  - v. 転載申告書のデータの確認
  - vi. 転載申告書のデータの証明
  - vii. 転載申告書への副署
- c) 運搬船の転載活動の日別報告を作成し、これらの日別報告の概要を 5 日ごとに事務局に対して送付する
- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する
- e) 観察期間の最終日から 20 日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する
- f) 委員会が定めるその他職務の遂行

7. オブザーバーは、LSTLVs 及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない。

8. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍が置かれる旗国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

9. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画のパラグラフ 10 に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

#### 運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の義務

10. 運搬船が籍を置く国又は漁業主体及び船長のオブザーバーに関する責任は、次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない。
- b) また、オブザーバーは、パラグラフ 6 に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない。
  - i) 衛星航行機器
  - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
  - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない。
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない。
- e) 船籍が置かれる旗国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

11. 事務局長は、運搬船の旗国又は漁業主体及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、全ての該当する機密保持要件に一致する方法で、次の CCSBT 遵守委員会年次会合の 4 ヶ月前までに、全ての利用可能な未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

### **転載の間における LSTLV の義務**

12. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならず、パラグラフ 6 に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。
13. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

### **オブザーバーにかかる費用**

14. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLVs の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT 事務局の特別口座に支払われ、事務局長が計画実施のため口座を管理しなければならない。
15. パラグラフ 14 に求められた費用の支払いなしに、LSTLV は洋上転載計画に参加することはできない。

**付属書 III－CCSBT 補給申告書**

運搬（補給）船	受けとる船舶	
運搬船の名称：	船舶の名称：	
CCSBT 登録番号	CCSBT 登録番号	
	国内登録番号	
IMO ナンバー	IMO ナンバー	
国際信号符字	国際信号符字	
現在の船籍	現在の船籍	
補給活動：年月日		
補給活動：緯度		
補給活動：経度		
補給物品：	特記事項（該当する場合）	
- 燃料	<input type="checkbox"/>	
- 餌	<input type="checkbox"/>	
- 食料品	<input type="checkbox"/>	
- 予備部品	<input type="checkbox"/>	
- 医薬品	<input type="checkbox"/>	
- 乗客／乗員	<input type="checkbox"/>	
- その他（具体的に記入）	<input type="checkbox"/>	

付属書 IV－洋上転載を行うことを認められたインドネシア船籍運搬船

No.	木造運搬船の船名	総トン数	IMO ナンバー
1	BANDAR NELAYAN 2017	300	8576809
2	PERMATA TUNA WIJAYA 01	298	8525903
3	HIROYOSHI - 17	171	8565836
4	KILAT MAJU JAYA - 21	197	8574837
5	BANDAR NELAYAN 271	242	8583589
6	PERINTIS JAYA - 36	99	8526579
7	NUSANTARA JAYA -12	149	8583814
8	NAGA MAS PERKASA 89	146	8569650
9	BANDAR NELAYAN 519	196	8586244
10	MUTIARA 36	294	8566426
11	BAHARI - 116	167	8526725
12	GOLDEN TUNA 99	199	8586440
13	BAHARI NUSANTARA	136	8584648
14	BANDAR NELAYAN 2018	290	8583591
15	BANDAR NELAYAN 308	244	8590518
16	BANDAR NELAYAN 2023	295	8590532
17	BAHARI 89	163	8527353